

第2回 愛莊町公共下水道事業 審議会資料

令和7年11月18日

下水道使用料とは

- 下水道の使用が可能になれば、上水道または井戸水の使用水量をもとに算定する排水汚水量に応じた「下水道使用料」を納めていただいています。
- 下水道使用料は、各家庭や事業所などから排水される汚水を浄化し、琵琶湖に放流するために必要となる汚水処理費や施設の維持管理の財源となっています。
- 愛荘町の下水道使用料は平成18年の合併以降、20年間据え置きとなっており、見直しを行っていません。（消費税率の改定のみ）

第1回審議会の振り返り

3

愛荘町の下水道使用料

下水道使用料は、使用料金表に示すとおり排水量・用途に応じて定めています。下水道使用料は、下水道施設の維持管理にかかる費用に充てるため、下水道を使用される皆様にご負担をいただいています。

区 分	基本料金	排 水 量	料 金 (1立方メートルにつき)
一般排水	600円	10立方メートルまで	60円
		10立方メートルを超え30立方メートルまで	120円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	130円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	140円
		100立方メートルを超える分	150円
特定排水		750立方メートルを超える分	210円

- 一般排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水（特定排水は除く）および一般家庭から公共下水道に排除される汚水です。
- 特定排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分をいいます。

使用料改定の方向性について

背景と課題

- 愛荘町の下水道事業経費回収率は100%に届いておらず、事業運営に必要な財源を一般会計からの繰入金に依存しています。
- 経営基盤の強化のため、自主財源確保の観点から、県下他市町に比べて安価となっている使用料の改定を実施し、経費回収率を上げる必要があります。
- 国から、下水道施設の更新などにかかる国庫補助金を受けるには、下水道使用料の検証・改定を検討することが条件となっています。
- 将来的に人口減少による下水道使用料収入の減少が見込まれます。
- 下水道施設の老朽化を見据え、修繕や改築の財源確保が必要です。
- 企業債の償還がまだ30年続きます。
- 滋賀県の汚水処理場での汚水処理にかかるコスト増により、処理費用の負担金が増額されます。

使用料のあり方

- 「下水道事業に必要な経費は、経営に伴う収入のみをもって充てる」ことが原則（独立採算）、かつ公正妥当な使用料設定とする必要があります。（独立採算の原則と公正な使用料設定）
- 公営企業の経費は、その「①性質上公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」及び「②公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければなりません。（地方財政法第6条要点）

①、②については、一般会計等が負担すべきですが、地方公営企業法施行令第8条において、一般会計等において負担する経費に下水道事業に係る経費は含まれておらず、一般会計からの負担（繰入）に頼らない経営を目指すべきです。

下水道使用料設定にあたっての考え方①

- 下水道使用料の水準に関する国の方針

- ✓ 【今後の下水道財政の在り方に関する研究会（総務省）】要点（平成18年3月）

基本は汚水処理費に見合った額を設定すべきだが、他の公共料金や住民負担可能額等を勘案し、3,000円/20m³・月（使用料単価150円/m³）の水準を目途に適正化を図るべき

- ✓ 【下水道財政のあり方に関する研究会（総務省）】要点（令和2年11月）

「月3,000円/20m³・月」という水準は、雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要。
また、地方財政措置の前提条件となっていることから、繰出基準も含めた地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要

- ✓ 【下水道事業の収支構造適正化に向けた取組推進についての留意事項】要点（令和2年7月）

以下のいずれかに該当する場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない。

- ・ 使用料単価150円/m³未満（供用開始後30年以上）

- ・ 愛荘町は使用料単価142円/m³（ぎりぎり30年未満）

- ・ 経費回収率80%未満

- ・ 使用料改定を15年以上行っていない（愛荘町は合併後20年間改定なし）

下水道使用料設定にあたっての考え方②

- 維持管理費は全額使用料の対象とする一方、資本費（減価償却費等）は使用料対象範囲を過渡的に限定することができます。また、国等の公費（「総務省繰出基準内繰入金」「長期前受金戻入（国補助金等）」等）の前提条件となる目標水準に留意する必要があります。
- 私費対象とされているものについては、適正に使用料で徴収していく必要がありますが、実際には基準外繰入金で賄っている部分が大きく、これをいかに低減させるかを検討する必要があります。

(経費)	私費負担部分		公費負担部分
	使用料収入	繰出基準に 基づかない繰入金	繰出基準に 基づく繰入金
一般会計繰入金			
(財源)		基準外繰入金	基準内繰入金

下水道事業の現状と課題

【現状】

下水道の整備状況	<ul style="list-style-type: none">• 下水道管渠の総延長は約196km• 下水道普及率は99.2%では滋賀県内第6位
組織の状況	<ul style="list-style-type: none">• 事務職2人で運営
施設の状況	<ul style="list-style-type: none">• 管渠施設の整備は令和8年度の完了予定• マンホールポンプ施設の機械・電気設備更新をストックマネジメント計画に則り整備• 流域下水道建設負担金（県施設の更新等）として年平均0.62億円程度を負担
経営の状況	<ul style="list-style-type: none">• 使用料収入は最近5カ年では3.7億円前後で推移• 経費回収率は約96%と100%に達していない状況にあり一般会計繰入金で補填

【課題】

経費回収率100%の達成によって基準外の一般会計繰入金を削減する

今後老朽化する施設の更新を計画的に実施し、持続的・安定的な下水道事業の経営を行う

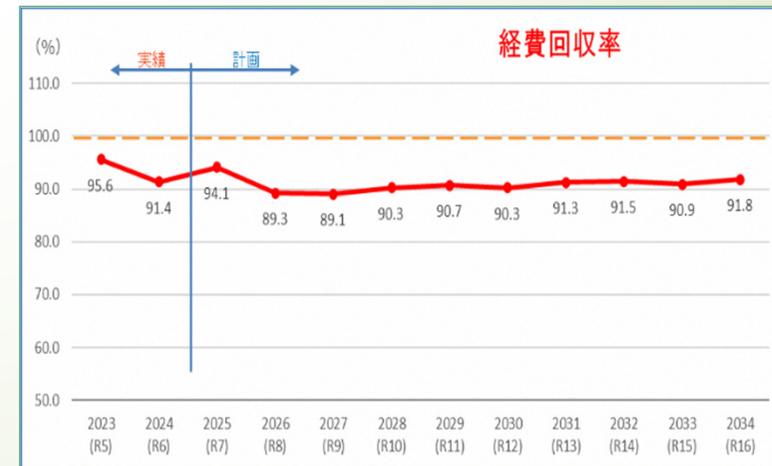
現在の使用料のままだとどうなるか

項目	試算の前提
使用料	現行の使用料水準を維持
一般会計繰入金	基準外繰入金につき、令和7年度以降年間1.2億円を見込む
企業債	投資計画に応じた発行額、かつ、現行の起債充当率を維持
国庫補助金等	現在の補助制度による見込額

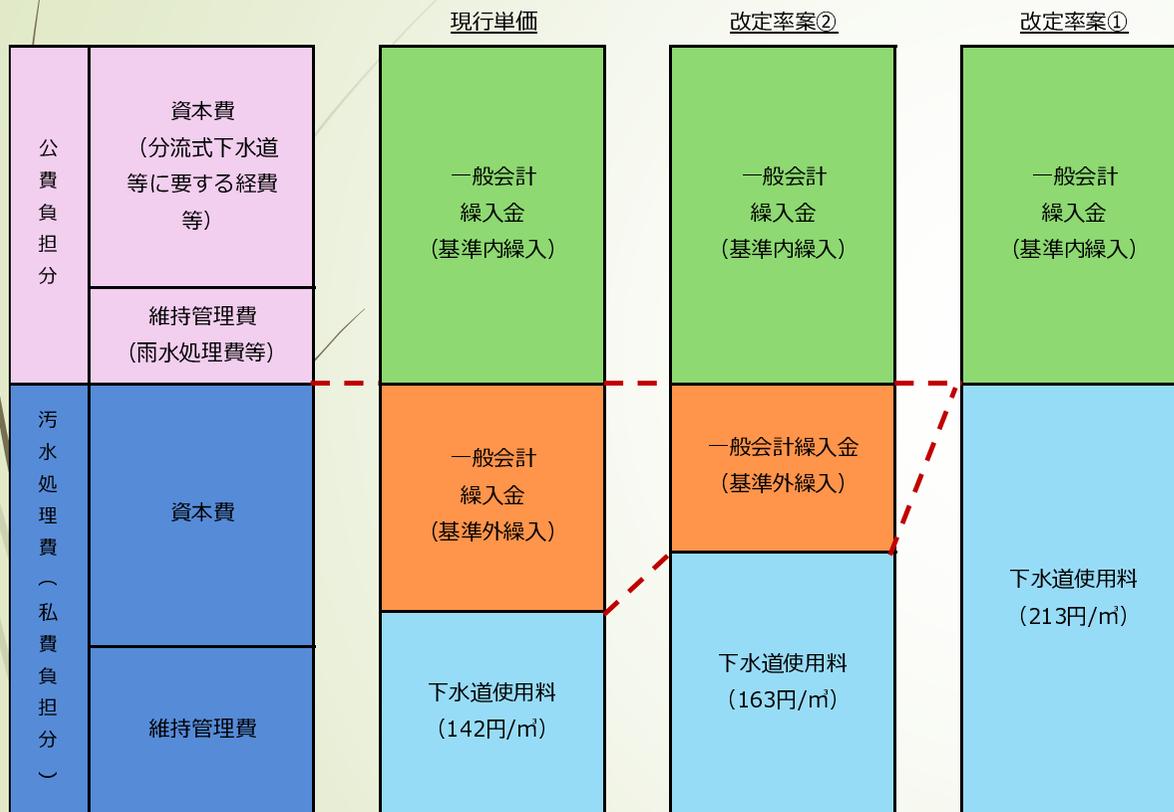
- 接続推進による水洗化率の上昇はあるものの、行政人口減少の影響が大きく、水洗化人口は減少していく見込みです。
- 有収水量は水洗化人口の減少に加え、節水型設備の普及や節水意識の向上もあり減少する見込みです。
- 使用料収入は有収水量の減少に伴い減少する見込みです。また、純損益は年度により赤字となる見込みであり、現状では経営が厳しい状況であるといえます。

現在の使用料のままだとどうなるか

- 経営健全化に関する定量的な業績指標としての経費回収率の向上が求められる中、使用料改定による受益者負担増加と基準外繰入金の低減が必要な状況にあります。
- 使用料改定をせずに、令和6年度と概ね同水準の1.2億円/年（3条0.6億円、4条0.6億円）の基準外繰入金を受けると仮定すると、経営戦略期間（令和7～16年度）内の令和15年度に資金ショートが生じる見込みです。なお、この場合の経費回収率は91%程度にとどまります。



使用料改定率の方向性



- 現状、基準外繰入金によって私費負担分の経費を賄っていることは前述のとおりです。
- 令和6年度の基準外繰入金は1.2億円となっています。
- 本来あるべき状態である、基準外繰入金をゼロにするためには、約50%増の使用料改定が必要です。（改定率案①：基準外繰入金ゼロ）
- 基準外繰入金を低減させるとともに、実現可能な改定率を設定する必要があります。（改定率案②）

使用料改定による使用者への影響イメージ

改定率案	改定率	R9年度 使用料収入	少量使用者の 使用料目安 (10m ³)	一般家庭の 使用料目安 (25m ³)	考え方
改定なし	—	3.7億円	1,200円	3,000円	
①	50%増	5.6億円 (+1.9億円)	1,800円 (+600円)	4,500円 (+1,500円)	基準外繰入金はゼロであり、 独立採算が図られる
②	15%増	4.3億円 (+0.6億円)	1,380円 (+180円)	3,450円 (+450円)	これまでより基準外繰入金を 低減させつつ、①に比べ負担 軽減が図られる

- 金額はいずれも税抜です。
- 現在の使用料体系を維持する仮定のもとで、現行の使用料体系に改定率を乗じて金額を算定しています。

使用料改定による財源試算（改定率50%増）

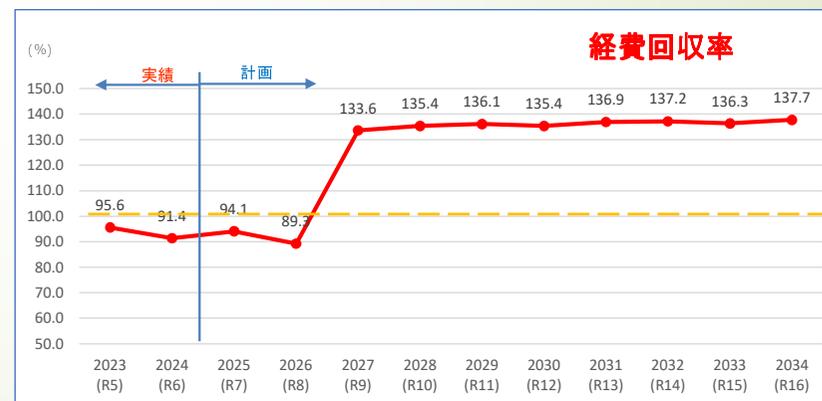
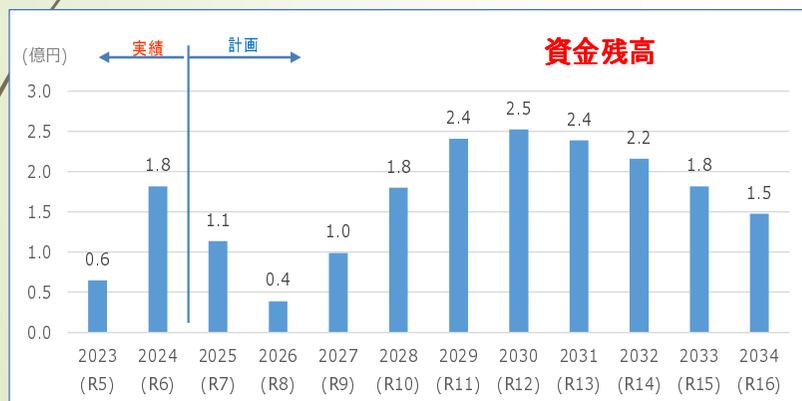
項目	試算の前提
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度に50%増の使用料改定を実施 使用料改定により生じた資金増加分を起債償還等に充てることで、基準外繰入金の額を抑制する
一般会計繰入金	基準外繰入金につき、令和9年度以降ゼロを見込む（ 独立採算の達成 ）
企業債	投資計画に応じた発行額、かつ、現行の起債充当率を維持
国庫補助金等	現在の補助制度による見込額



- 基準外繰入金を年間1.2億円からゼロにして独立採算を達成する改定率として50%増を設定しています。
- 使用料収入の大幅増加により、純利益は大きな黒字を見込むことが可能です。

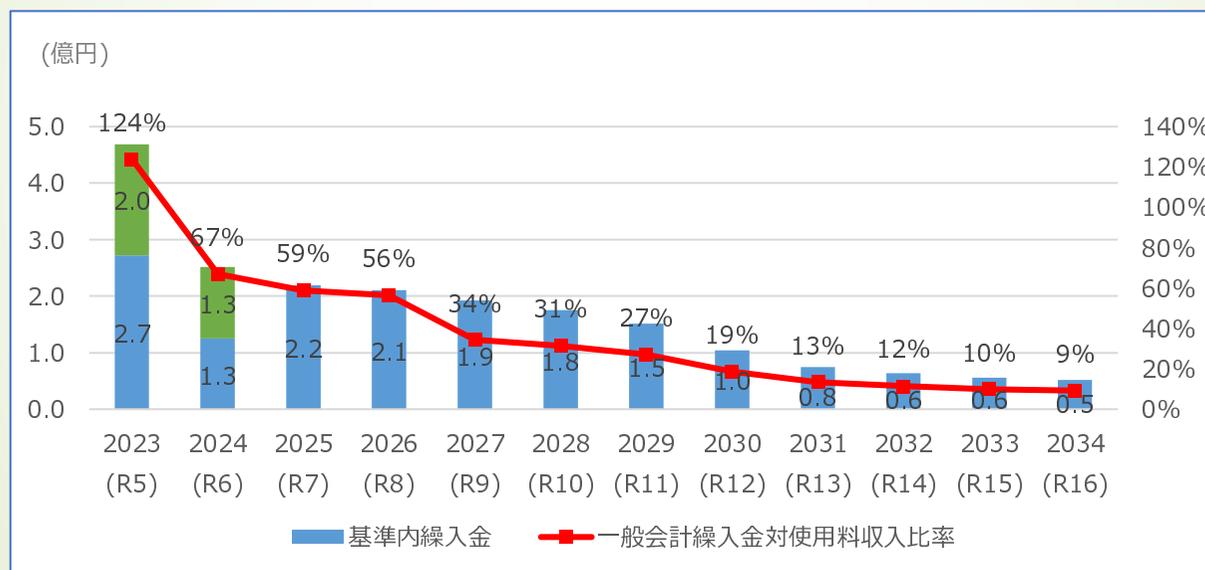
使用料改定による財源試算（改定率50%増）

- 使用料改定により、経費回収率は100%を大きく上回る予測です。
- 令和16年度末においてもプラスの資金残高を見込んでおり、10年間は資金がマイナスにならず、下水道事業を継続することが可能となります。



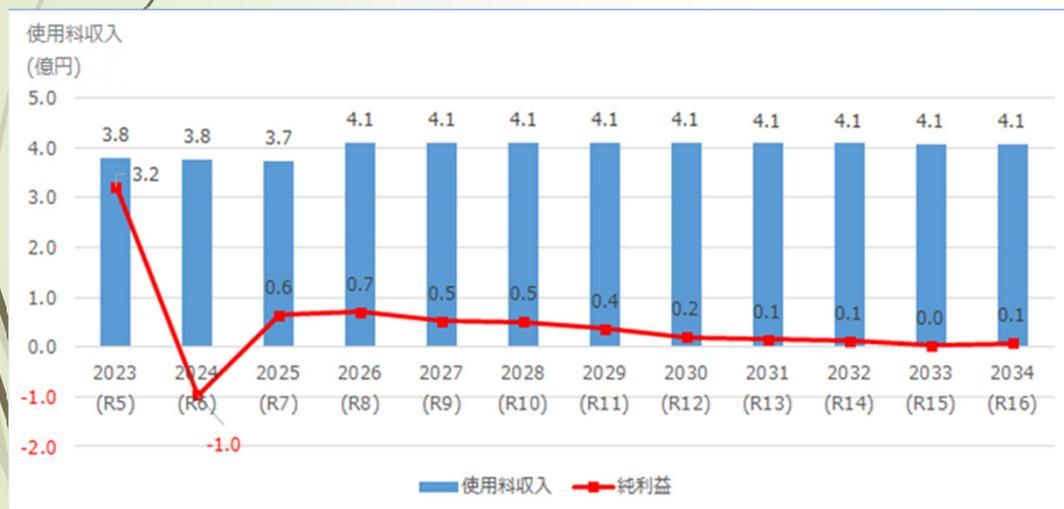
使用料改定による財源試算（改定率50%増）

- 基準外繰入金をゼロに設定した結果、基準内繰入金のみとなり、独立採算を達成することが可能です。



使用料改定による財源試算（改定率15%増）

項目	試算の前提
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度に15%増の使用料改定を実施 使用料改定により生じた資金増加分を起債償還等に充てることで、基準外繰入金の額を抑制する
一般会計繰入金	基準外繰入金につき、令和9年度以降年間1.0億円を見込む（現状成り行きによる試算より年間0.2億円の減少）
企業債	投資計画に応じた発行額、かつ、現行の起債充当率を維持
国庫補助金等	現在の補助制度による見込額



- 基準外繰入金を年間1.2億円から1.0億円に低減させるとともに、経費回収率100%を達成する改定率として15%増を設定しています。
- 有収水量の減少影響を抑え、純損益は黒字を見込むことが可能です。

使用料改定による財源試算（改定率15%増）

- 使用料改定により、経費回収率は100%を上回ると予測しており、使用料で回収すべき経費を使用料で賄えていることから、経営健全化が図られているといえます。
- 令和16年度末においてもプラスの資金残高を見込んでおり、10年間は資金がマイナスにならず、下水道事業を継続することが可能となります。



使用料改定による財源試算（改定率15%増）

- 基準外繰入金を1.0億円に設定した結果、繰入金の総額の逦減を見込んでおり、独立採算の達成に近づくことが可能です。



下水道使用料 他自治体比較



- 15%増の使用料改定を実施した場合、県内の公共下水道事業における市町の下水道使用料は、改定前の3番目に安価な水準から、多くの市と同じレベルの3,700円台となります。
- ただし、下水道事業の厳しい経営状況は他自治体も同様であり、愛荘町以外の市町でも使用料改定が進んでいます。

県内公共下水道事業における下水道使用料（一般家庭使用料_1ヶ月25㎡あたり、税込）

※滋賀県HP_令和5年度滋賀県の下水道_維持管理_4.下水道使用料データより作成

まとめ

- 公営企業に求められる「独立採算」に向けて、使用料で負担すべき経費については、使用料で賄う必要があります。
- 経営に必要な資金を確保しつつ、一般会計からの基準外繰入金を低減させ、経費回収率100%を達成する使用料改定を進める必要があり、住民負担を考慮した改定率を設定する方針です。（15%）
- 今回の会議で改定率15%増としているのは使用料収入額を15%増やす表現です。12ページについても代表的な使用料に率を乗じたイメージです。